

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		分権型社会に対応した地方制度のあり方検討			担当部局名	自治行政局 行政課	
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		第27次地方制度調査会の答申(平成15年11月13日)、構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針(平成15年9月12日)の具体化を図るため、地方自治法を改正するものである。					
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度	
	地方自治法の改正		H16年度		○		
<p>第27次地方制度調査会の答申、構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針を踏まえ、住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設、都道府県の自主的合併手続等の整備、条例による事務処理の特例の拡充、収入役制度の改正、議会の定例会の招集回数等の自由化、財務会計制度の改正を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が平成16年5月19日に成立し、同年11月10日に施行(一部平成17年4月1日施行)された。</p> <p>○「地域自治区」の創設 地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携を強化することを目的として、市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の判断により設置することができることとされた。</p> <p>○都道府県の自主的合併手続等の整備 都道府県の発意に基づき合併の手続きに入ることができることとされた。</p> <p>○条例による事務処理の特例の拡充 市町村が都道府県に対し、条例による事務処理特例による事務の配分を要請することができることとされた。</p> <p>○収入役制度の改正 人口10万人未満の市について町村と同様に収入役を置かなくてもよいこととされた。</p> <p>○議会の定例会の招集回数等の自由化 定例会の招集回数(年4回)をなくし、条例で定める回数招集することができることとされた。</p> <p>○財務会計制度の改正 構造改革特区に対する提案を踏まえ、長期継続契約を締結することができる契約の範囲が拡大され、また、支出命令についても一定の経費にかかるものを簡素化することができることとされた。</p>							
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要	15年度	16年度	17年度	
			該当なし				
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要				
		地方自治法の改正	住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設、都道府県の自主的合併手続等の整備、条例による事務処理の特例の拡充、収入役制度の改正、議会の定例会の招集回数等の自由化、財務会計制度の改正を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が成立(平成16年5月19日成立)				
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要					
		該当なし					
(業務改善への取組状況) 該当なし							
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 平成16年3月に第28次地方制度調査会が発足したところであり、同調査会の審議の状況を踏まえながら、分権型社会に対応した地方制度のあり方等について検討を進めていく必要がある。				予	制	情
本施策に関する専門家の意見等	<p>○第27次地方制度調査会(平成15年度は総会3回、専門小委員会13回開催)</p> <p>○第28次地方制度調査会(平成15年度は総会1回、専門小委員会1回開催) (平成16年度は総会2回、専門小委員会17回開催)</p> <p>本政策の今後の課題を検討し、評価に反映するに当たって、上記調査会での審議及び意見を参考とした。</p>						
本施策に関する主な資料	<p>○今後の地方自治制度のあり方に関する答申(平成15年11月13日地方制度調査会) http://www.soumu.go.jp/singi/pdf/No27_sokai_7_4.pdf</p> <p>○構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/dai4/4siryou1.pdf</p>						